

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

クーリング・オフってどんな制度？

クーリング・オフは、契約の申込みや締結をした後でも、特定の取引に限り、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。一定の期間とは、訪問販売の場合、法定書面（契約書面または申込書面）の受領日を1日目（起算日）と数えて8日間です。期間内に発信すればよく、期間内に事業者が届く必要はありません。ただし、通信販売には適用されません。



【クーリング・オフ通知の方法】

▼はがきで行う場合…販売会社の代表者宛てに通知します。送る前に両面コピーを取り、特定記録や簡易書留などで送ります

▼電磁的記録（電子メール、SNSなど）で行う場合…法定書面に通知先や具体的な通知方法の記載があれば、それに従います。通知後は、記録を保存しておきます

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝10月3日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※10月2日④15:30までに予約してください